

2 令和6年度運営指導について

(1) 過去の運営指導の実績（者）

サービスの種類	R2実施数	R3実施数	R4実施数	R5実施数
居宅介護	0	1	6	14
重度訪問介護	0	1	5	12
行動援護	0	0	0	4
同行援護	0	1	0	2
生活介護	5	3	4	20
短期入所	1	2	1	6 (2※)
計画相談支援	5	13	2	10
共同生活援助	1	8	2	6
自立訓練(生活訓練)	1	0	2	3
宿泊型自立訓練	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	2	3
就労継続支援 A 型	2	1	3	3
就労継続支援 B 型	10	0	19	13
施設入所支援	0 (7※)	0 (7※)	1 (6※)	5 (2※)
障害児相談支援	5	11	1	10
地域相談支援	1	10	0	0
計	31	51	48	111

R2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施件数が落ちている。

※：書面監査等実施件数

2 令和6年度運営指導について

(1) 過去の運営指導の実績（児）

サービスの種類	R 2 実施数	R 3 実施数	R 4 実施数	R 5 実施数
児童発達支援	10	0	11	8
放課後等デイサービス	17	1	12	15
居宅訪問型児童発達支援	0	0	1	1
保育所等訪問支援	2	0	3	1
計	29	1	27	25

R3年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、実施件数が落ちている。

2 令和6年度運営指導について

(2) 令和6年度指導の重点項目

- ① 人員に関する基準及び勤務体制の確保
- ② 介護給付費等の算定及び取扱い
- ③ 個別支援計画等の作成
- ④ 虐待防止
- ⑤ 身体拘束
- ⑥ 業務継続計画の策定等
- ⑦ 情報未公表減算
- ⑧ 衛生管理等
- ⑨ 自動車を運行する場合の所在の確認（児）
- ⑩ 安全計画の策定等（児）
- ⑪ 変更の届出

※運営指導等においては、その他の項目についても確認を行うため、必要書類等の整備を行っておくようお願いします。

利用者の生命へのリスクや給付費の不正等に繋がる恐れのある項目を重点的に指導します。

2 令和6年度運営指導について

(3) 重点項目の具体内容

① 人員に関する基準 → 勤務体制の確保等

● 関係法令等

- ▶ 基準省令（人員に関する基準、勤務体制の確保等）

● 指導内容

- ▶ 人員に関する基準を満たす職員配置の確保と、適切な職員によるサービスの提供が行われるよう指導します。
- ▶ サービスの提供に当たって、適切なサービスの提供を確保するために月ごとの勤務表を作成するとともに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしておくよう指導します。

人員配置は、職員の勤務実績を含め厳密に確認を行い、不正が発覚した場合は、行政処分の対象になる場合があります。

2 令和6年度運営指導について

【具体的な指導内容】

- 事業ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。
(毎月シフト表や勤務形態一覧表等を作成すること)
- 従業者の勤務実績を明確に記録しておくこと。
(特に、法人役員等の勤務実績を残していないケースが散見されます)
- 多機能型事業所であっても、各々の事業は別事業である(兼務不可である)ことから、事業者は従業者に他の事業の業務を行わせないこと。
※障害児通所支援は、兼務可
- 特に、施設外就労を行うにあたっては、利用者が2～3人ずつの少数であったとしても、職員はそれぞれに配置が必要となることから、各々の事業所の従業者が随行を行うこと。
- 障害児通所支援事業の児童発達支援、放課後等デイサービスについては、サービス提供時間帯を通じて基準に定められた数の従業者の配置を行うこと。

<指摘事項の例>

- ▶勤務形態一覧表（勤務予定表）に記載のない職員が、支援を行っている。
- ▶法人代表者の勤務時間の記録を残しておらず、人員基準違反となった。
- ▶多機能型事業所において、特に施設外就労等を実施する際に、片方の事業所の従業者のみが支援している。

2 令和6年度運営指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い

- 関係法令等

- ▶基準省令等（サービスの提供の記録、介護給付費等の算定及び取扱い）

- 指導内容

介護給付費等の算定に関し、制度の信頼性確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な請求が行われるよう指導します。

介護給付費等の請求の計算基礎となるサービスの提供の記録については、提供日、具体的内容その他必要な事項等をサービスの提供ごとに記録するようになっていきますので、一か月分を後でまとめて作成することがないよう指導します。

処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算については、対象となる職種・ルールに基づいて、適正な金額を配分するよう指導します。（※令和6年5月までの旧加算について）

2 令和6年度運営指導について

【具体的な指導内容】

- ①利用者及び事業者等が、その時点での契約支給量やサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスの提供日、具体的内容、その他必要な事項をサービスの提供のつど記録しているか。
- ②サービス提供実績記録票が適正に作成されているか。また、請求データと整合性がとれているか。
- ③加算分を請求するにあたり、その根拠となる記録の作成及び保管を行っているか。
- ④計画相談（障害児相談）支援において、作成された計画について利用者の同意を得たことに基づいて給付費の請求をしているか。
- ⑤処遇改善加算を算定している事業所において、届け出たキャリアパス要件等を満たしているか。
- ⑥処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の配分ルールに従って適正に配分しているか。また、配分方法等について従業者に十分な説明を行っているか。
- ⑦請求に関して、給付を受けるサービスと自己負担分の区別があいまいになっていないか。
- ⑧給付費等の請求について、算定に必要な要件（人員配置や資格要件等）を満たしているか。

2 令和6年度運営指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い → 定員超過利用減算（児）

●関係法令等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合

●指導内容

障害児通所給付費の算定に関し、定員超過利用減算の適正な請求が行われるよう指導します。

児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、原則として利用定員を超えて通所支援の提供を行ってはならないとされており、利用者数が一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要がある。定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たり、国から示されている確認シートを用い、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、算定の漏れがないよう指導します。

※通知 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（事務連絡令和4年2月28日）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室

2 令和6年度運営指導について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成

- 関係法令等

- 基準省令（個別支援計画の作成）

- 指導内容

サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、適切な個別支援計画が作成されるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① サビ管等が、サービス等利用計画等を基に、個別支援計画案を作成しているか
- ② アセスメントにより解決すべき問題を明らかにし、提供するサービスの具体的内容や、日程等を計画に盛り込み、援助の方向性や目標を定めているか。
- ③ 個別支援計画原案の内容を、サービス提供にあたる職員間で会議を開催し、協議しているか。また、必要に応じ相談支援事業所を参加させているか。
- ④ 個別支援計画原案を本人及びその家族に説明し、同意の署名を貰っているか。
- ⑤ 以上を踏まえた、個別支援計画を交付しているか。
- ⑥ 見直しの際にも、モニタリングを踏まえ同様の流れで実施しているか。

2 令和6年度運営指導について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成（児）変更点 ※報酬改定に伴う変更部分含む

基準等が見直され、令和6年4月から下記のとおりの取組が求められます。適正に実施するよう指導します。

【具体的な変更内容】（一部報酬改定に伴う内容含む）

① 個々の障害児の支援に要する時間を個別支援計画に定め、計画時間に応じて基本報酬を算定すること。
（児発・放デイ※重心以外・・・報酬時間区分創設対象）

※ただし、報酬の時間区分創設にかかわらず全サービス個別支援計画に支援の提供時間を定めること。

② 延長支援加算の算定にあたっては、延長支援時間を個別支援計画に定めること。①の報酬時間区分創設対象

③ 個々の障害児への支援内容について、個別支援計画において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域とのつながりを明記すること。（児発・放デイ・居宅訪問型児発）

④ 保育所等との並行通園や保育所等への移行等、インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）推進の具体的な取組等についても個別支援計画に記載し実施すること。（児発・放デイ・保育所等訪問）

⑤ 個別支援計画を作成した際は、保護者と相談支援事業所に交付すること。（全サービス）

詳細は、基準省令、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、報酬告示、留意事項通知、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A

子ども家庭庁支援局障害児支援課発 事務連絡

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について（令和6年3月15日）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について（令和6年5月17日）をご確認ください。

2 令和6年度運営指導について

④運営に関する基準 → 虐待の防止

※R6年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ▶平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
- ▶基準省令（虐待の防止）、（運営規程）

●指導内容

職員への研修実施や虐待防止措置を講じることが定められていますので、事業者に対し虐待防止の取り組みを行うよう指導します。

令和4年4月1日から、虐待防止対策検討委員会の定期的開催及び従業員に対する結果の周知が義務付けられたことを踏まえ、適正に実施するよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①職員に対し、虐待についての事業所内研修または外部研修を受講させるなどの研修の機会を設け、虐待防止について周知しているか。
- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っているか。

虐待に組織性、悪質性、連続性、非改善等が認められた場合、
行政処分の可能性があります。

2 令和6年度運営指導について

⑤運営に関する基準 → 身体拘束等の禁止

※R5年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ▶平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
- ▶基準省令（身体拘束等の禁止）、（運営規程）

●指導内容

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことが無いよう指導します。

令和4年4月1日から、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及び従業者への周知徹底が義務付けられたことを踏まえ、適正化を図るための措置を講ずるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について 従業者に周知徹底を図っているか。
- ② 身体拘束等の適正化のための 指針を整備しているか。
- ③ 全従業者に対し、身体拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施しているか。
- ④ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、拘束の様態、開始及び終了時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、適正な取り扱いを行っているか。

2 令和6年度運営指導について

⑥運営に関する基準 → 業務継続計画の策定等

※R6年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

▶基準省令（業務継続計画の策定等）

●指導内容

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を作成し、必要な措置を講ずるよう指導します。

また、業務継続計画に係る研修及び訓練を定期的実施するよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①業務継続計画を作成しているか。また、計画について従業者に周知しているか
- ②計画の内容は「感染症分野(平時からの備え・初動対応・感染拡大防止体制の確立)」と「災害分野（平常時の対応・緊急時の対応・他施設及び地域との連携）」を網羅しているか
- ③業務継続計画のために必要な研修及び訓練を年1回以上実施しているか
※障害者支援施設は年2回以上

【減算に対する経過措置】

- ①訪問系・相談系の事業所：令和6年度末までは、計画策定されていなくても減算の適用なし。
- ②通所系・入所系の事業所：非常災害対策計画と感染症対策指針を策定している場合は、令和6年度末までは未対応でも減算の適用なし。

2 令和6年度運営指導について

⑦介護給付費等の算定及び取扱い → 情報未公表減算

●関係法令等

※R6年度から、
減算の適用有り

- (者) ▶ 障害者総合支援法、法施行規則
 - ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- (児) ▶ 児童福祉法、法施行規則
 - ▶ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

●指導内容

法施行規則の規定に基づき、必要事項について情報公表を行うよう指導します。
また、指定更新申請時に、情報公表状況について確認を行い、必要に応じて指導します。

【具体的な指導内容】

- ①実施している全てのサービスにおいて、事業所に関する情報を公表しているか。
- ②公表している項目について、法施行規則に基づく全ての項目を公表しているか。
- ③公表している情報が、最新のものであるか。

2 令和6年度運営指導について

⑧運営に関する基準 → 衛生管理等

※R6年度から、義務化

●関係法令等

- ▶基準省令（衛生管理等）

●指導内容

利用者が新型コロナウイルスやノロウイルス等の感染症に事業所内で集団感染することがないように、感染症に対する予防対策を講じることが極めて重要であることから、適切な衛生管理が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催（訪問系・相談系は概ね6月に1回以上）しているか（R6年度から義務化）
- ②感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しているか（R6年度から義務化）
- ③従業者に対する感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を年に2回以上実施（訪問系・相談系は年に1回以上）しているか（R6年度から義務化）
- ④感染症等の発生または発生が疑われる状況が生じた時は、速やかに市障がい福祉課等の関係機関に連絡する等、発生時の連絡が適切に行われているか。
- ⑤職員は、利用者の状態把握に努め、緊急時には医師や看護師の指示に従い、感染がさらに拡大しないよう適切な対応をしているか。

2 令和6年度運営指導について

⑨運営に関する基準（児） → 自動車を運行する場合の所在の確認

●関係法令等

▶基準省令（自動車を運行する場合の所在の確認）

※R5年度から、義務化

●指導内容

障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときに、必要な安全装置が装備された自動車を使用し、適切に利用者の所在確認が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときは、障害児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認しているか。（R5年度から義務化）【障害児通所支援全サービス】
- ②障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（安全装置）を備え、これを用いて①の所在確認（障害児の降車の際に限る）を行っているか。

※2列以下の自動車を除くすべての自動車が原則として義務付けの対象

安全装置の装備が困難な場合は令和6年3月31日までは、所在確認による代替的措置による経過措置があったが、R6年度からは必須。【児童発達支援・放課後等デイサービス】

2 令和6年度運営指導について

⑩運営に関する基準（児） → 安全計画の策定等

●関係法令等

- ▶基準省令（安全計画の策定等）

※R6年度から、義務化

●指導内容

障害児の安全確保を図るため、事業所ごとに安全に関する計画を策定し、当該計画に従い必要な措置が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①安全計画を策定しているか。
 - 設備の安全点検
 - 従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導
 - 従業者の研修及び訓練
 - その他事業所における安全に関する事項
- ②従業者に対する周知及び研修・訓練の定期的な実施を行っているか。
- ③保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知を行っているか。
- ④定期的な安全計画の見直し・必要に応じた変更を行っているか。

2 令和6年度運営指導について

⑪変更の届出

●関係法令等

▶障害者総合支援法、児童福祉法、基準省令

●指導内容

指定内容等に変更があった場合、10日以内に適切に届出を行うよう指導します。

【具体的な指導内容】

- サービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に市に届けること。

※定員増員の変更は1か月前までに（要事前相談）、サビ管等の変更、加算の取下げは直ちに変更すること。

主な変更要件等

- ・事業所（施設）の名称及び所在地（電話番号の変更も含む）
- ・申請者（設置者）の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所
- ・事業所の建物の構造の概要及び平面図並びに設備の概要
- ・サービス提供責任者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名・経歴及び住所、研修修了状況
- ・運営規程など

※法人のメールアドレスの変更がある場合も連絡すること（メールでの連絡で可）

2 令和6年度運営指導について

【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修修了届について】

事業所に配置しているサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、必要な研修（実践研修や更新研修）を修了した場合には、**修了証が届いてから10日以内に変更届にて届出**を行っていただくようお願いします。

※期間満了までに必要な研修を修了しなかった場合は、サビ管や児発管として配置ができなくなるため、サビ管欠如減算等に該当する場合があります。

※令和5年6月12日付及び令和5年6月13日付依頼文にて送付させていただいた内容です。

【変更届に必要な書類】 ※市HPに必要な様式を掲載しています

- ① 変更届出書 → 「変更年月日」は、研修修了日
- ② 各事業所の指定にかかる記載事項 ※サービス種別により付表番号は異なります
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 → 研修修了日の属する月のもの
- ④ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の経歴書
- ⑤ サービス管理責任者等研修の修了証の写し（直近で修了したもの） → 原本証明は不要

URL(者) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>

URL(児) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaijitusyoshien.html>